

令和6年4月1日

一般社団法人 三条労働基準協会 会長

## 「職長・安全衛生責任者教育」の開催について

労働安全衛生法第60条に基づき事業者は、「新たに職長に任じられた者、その他作業を直接指揮又は監督する生産現場監督者（法定の作業主任者を除く）」に対し、安全衛生の教育を実施することが義務付けられております。

また、建設業では安全衛生責任者に対する教育についても規定されております。

今回、下記の通り「職長・安全衛生責任者教育」を開催致しますので、貴事業場の該当者について受講させていただきようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 期日・会場

期 日	時 間	会 場	受付期間	定 員
5月21日(火) 22日(水)	8:30 ～ 17:00	燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1丁目17番地) ☎0256-32-2311	3月1日から	30名
			定員になり次第締め切らせていただきます。	

- 建設業以外 8時30分～16時（2日間とも）
- 建設業 8時30分～17時（2日間とも）

#### 2. 講習内容

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- (2) 労働者に対する指導または監督の方法
- (3) 危険性・有害性等の調査、措置及び設備、作業等の改善方法
- (4) 異常時等における措置
- (5) その他現場監督として行うべき労働災害防止活動
- (6) 安全衛生責任者の職務
- (7) 統括安全衛生管理の進め方

但し、建設業以外の方は(1)～(5)の講習内容を受講する。

#### 3. 受講料

建設業以外	14,600円	(非会員16,600円)	(テキスト代含む)
建設業	16,600円	(非会員18,600円)	(テキスト代含む)

4. 申込み方法

申込書に記入のうえ、FAX又は郵送等で申込み下さい。  
尚、受講料は、開催日の1週間前までに 銀行振込又は協会へ現金持参にてお願い致します。

申込先：〒955-0055 三条市塚野目2-5-10 (一社)三条労働基準協会  
(TEL0256-32-5130、FAX0256-33-5110)

振込先：第四北越銀行 三条支店  
普通預金No.0484564 口座名 (一社)三条労働基準協会

※ 尚、当協会が主催します教育・講習会は、公益事業となりますので  
振込手数料は受講者負担にてお願い致します。

5. その他

- (1) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。
- (2) 筆記用具・受講票・昼食をご用意下さい。尚、テキストは当日お渡しします。
- (3) 全課程を修了した方には修了証を交付いたします。
- (4) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで  
は事務手数料として1,000円、当日の場合は全額を徴収させていただきます。

..... き り と り .....

「職長・安全衛生責任者教育」申込書

開催日：令和6年 5月21日～22日

協会員・非協会員 (○印をつけて下さい)

業 種	建設業以外	建設業	(どちらかに○で囲む)	
事業所名	TEL		FAX	
所在地	〒			
受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	
	S・H		S・H	
	S・H		S・H	
	S・H		S・H	
請求書	請求書発行を希望される方は、左欄に○印・下記にメールアドレスを記入して下さい。 (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) ※ メールアドレス:			

上記の通り 名分の受講料 円を添えて申込みます。

令和 年 月 日  
申込み担当者

三条労働基準協会宛